

会計手続、人事手続等の各府省等に共通して適用される
内部手続における書面・押印・対面の見直し
〈各府省等の取組状況のフォローアップ結果〉

法令等により各府省等に共通して適用される会計手続、人事手続等の内部手続であって、法令等所管省庁において見直しを行い、「廃止のための法令等の改正を実施済」とされた押印手続、「オンライン化を可能とするための法令等の改正等を実施済」とされた書面手続・対面手続（以下「法令等所管省庁による見直し手続」という。）についての各府省等における令和2年12月15日時点での見直しの状況を以下のとおり取りまとめました。

1 法令等所管省庁による見直し手続について、各府省等の内部規程において書面・押印・対面を求めている場合の見直しの状況

(1) 押印の見直し (※)

既に内部規程を改正済又は年内に改正予定	内部規程の改正が一部、来年となる予定
20 府省	3 府省 (いずれも年度内の改正を予定)

※ 1 府省は該当する内部規程なし

※ 独立行政法人（行政執行法人）については、7 法人中、5 法人が既に内部規程を改正済又は年内に改正予定、1 法人が年度内に内部規程の改正を予定、1 法人は該当する内部規程なし

(2) 書面・対面の見直し (※)

既に内部規程を改正済又は年内に改正予定	内部規程の改正が一部、来年となる予定
19 府省	3 府省 (いずれも年度内の改正を予定)

※ 2 府省は該当する内部規程なし

※ 独立行政法人（行政執行法人）については、7 法人中、5 法人が既に内部規程を改正済又は年内に改正予定、1 法人が年度内の内部規程の改正を予定、1 法人は該当する内部規程なし

なお、年内に内部規程の改正が難しい理由として、以下のような回答があった。

- ・ 情報システムの導入を検討しており、運用開始に併せて改正予定のため。
- ・ 特別の機関における内部規程について、一部の上位規程の改正が年内間際となるため。

2. 主な書面手続に関する各府省の見直し方針（複数回答可）

（1）請書（※）

既存の情報システムの利用	電子メールの利用
11 府省	24 府省

（※）請書…契約書の作成を省略する場合において、契約の適正な履行を確保するために作成される書面

（2）見積書・請求書

既存の情報システムの利用	電子メールの利用
10 府省	24 府省

（3）出勤簿

勤務時間等を管理する情報システムの利用	その他
14 府省	10 府省

「その他」の具体的方法については、「その他」を回答した全ての府省で、表計算ソフトの活用と回答があった。

3. 契約手続（請書、見積書・請求書）など事業者等とやりとりが生じる手続について、書面・押印・対面の見直しに係る各府省の周知状況

書面・押印・対面のいずれの手続についても、全ての府省で見直し状況を周知済又は周知予定と回答があった。

具体的な周知方法については、以下のような回答があった。

- ・ 府省庁のHPへの掲載
- ・ 事務連絡の発出
- ・ 手続の都度、電話やメールにより事業者等に周知
- ・ 来庁時や入札公告時等の事業者と接触する機会の利用